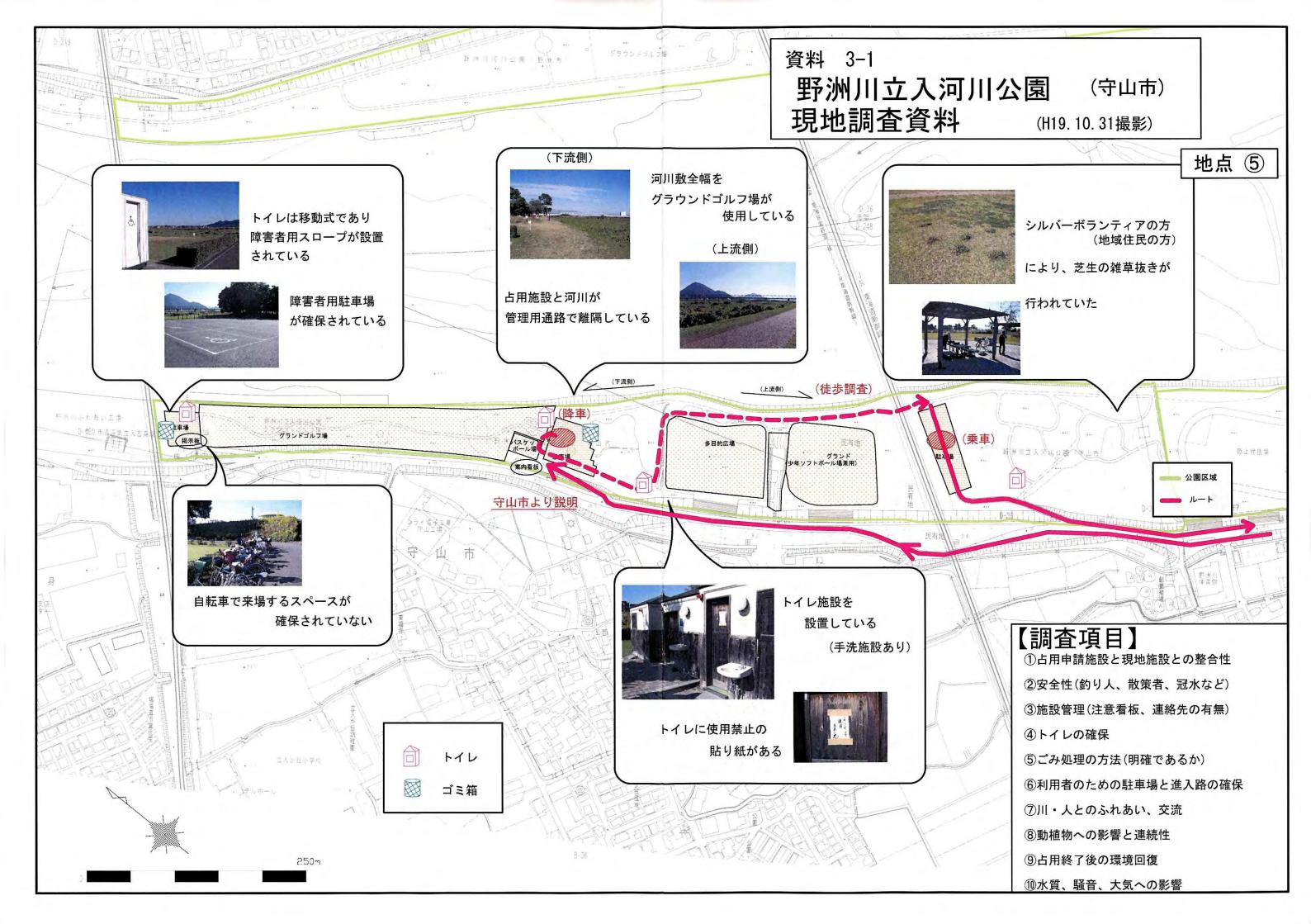
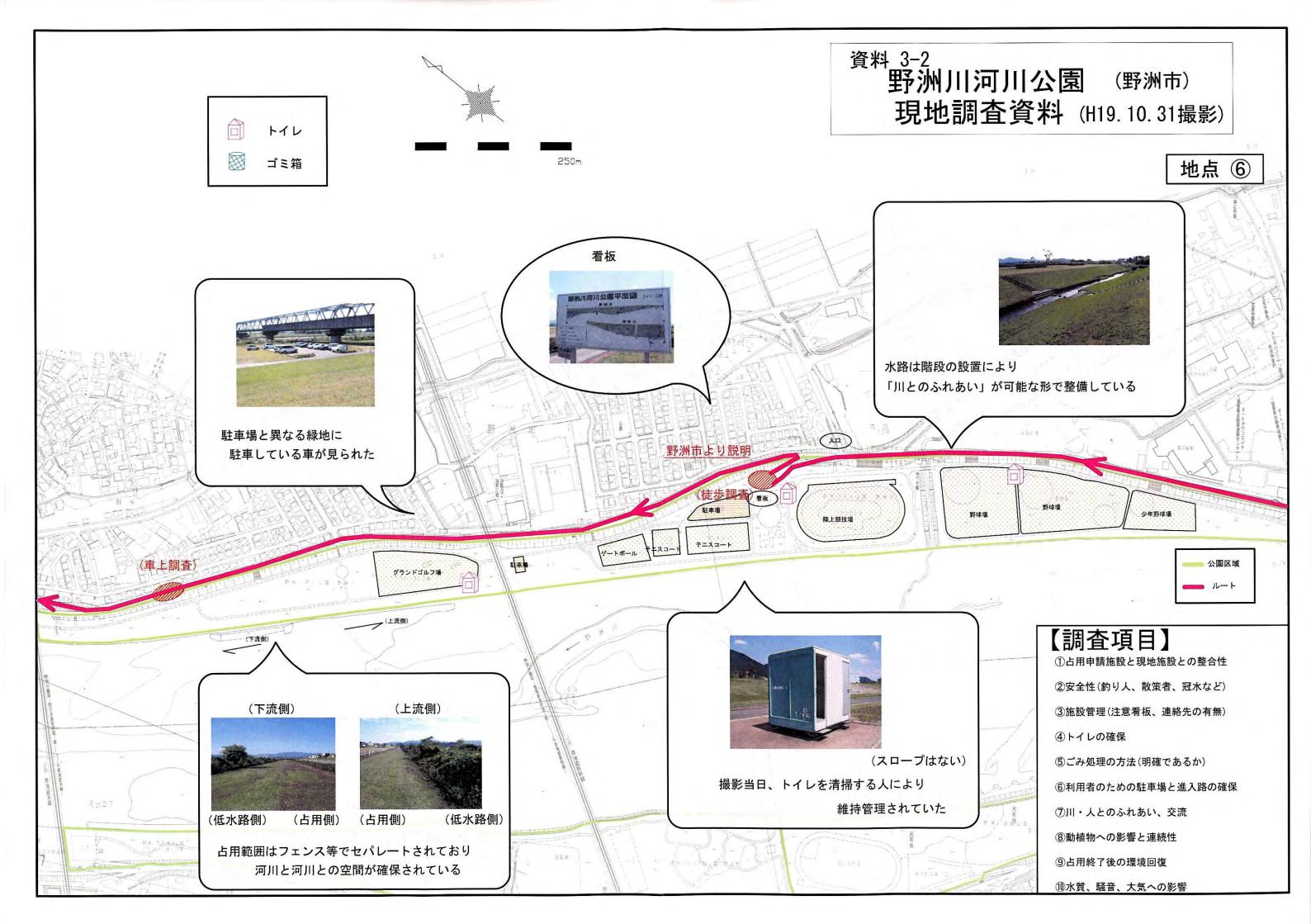
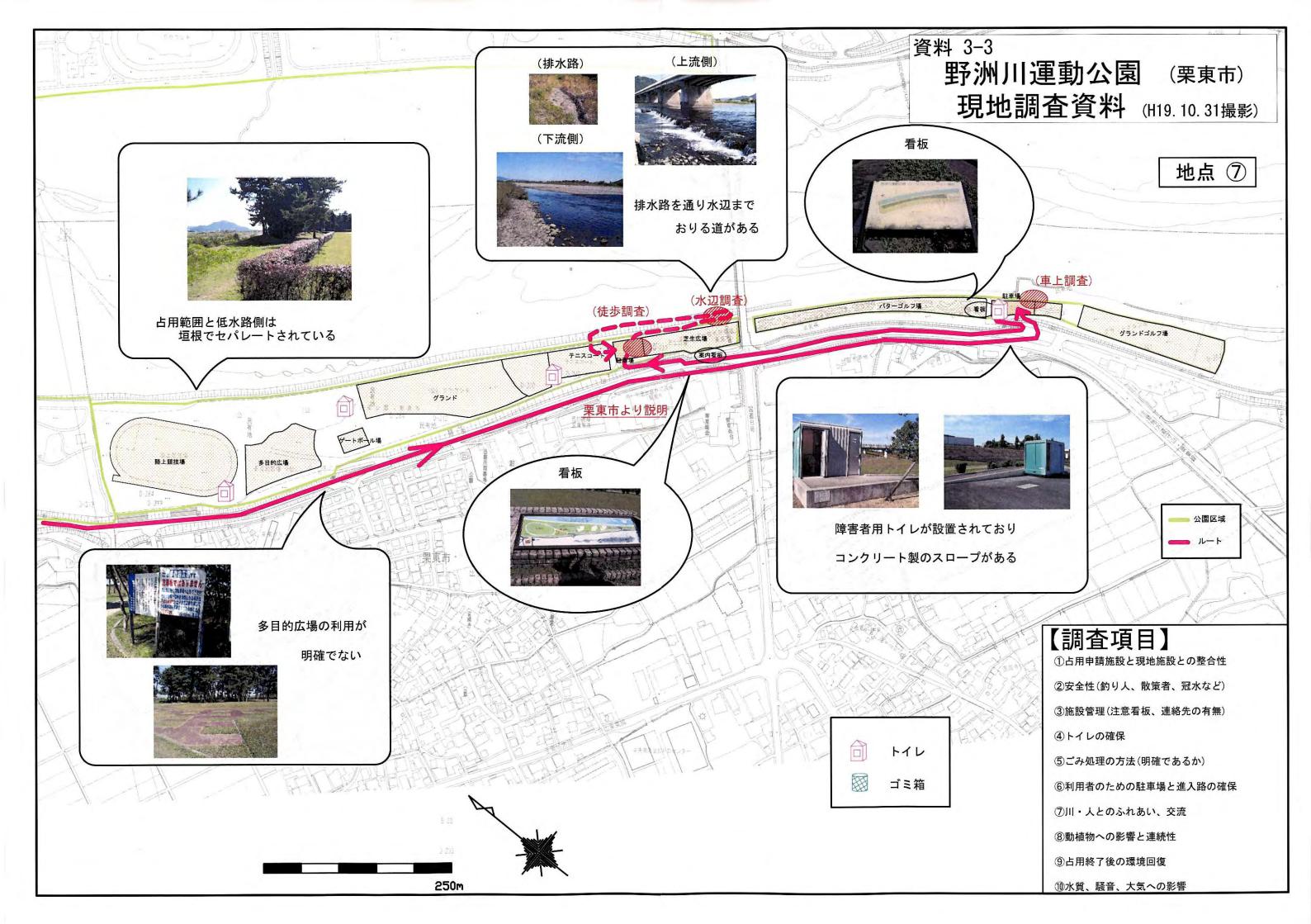
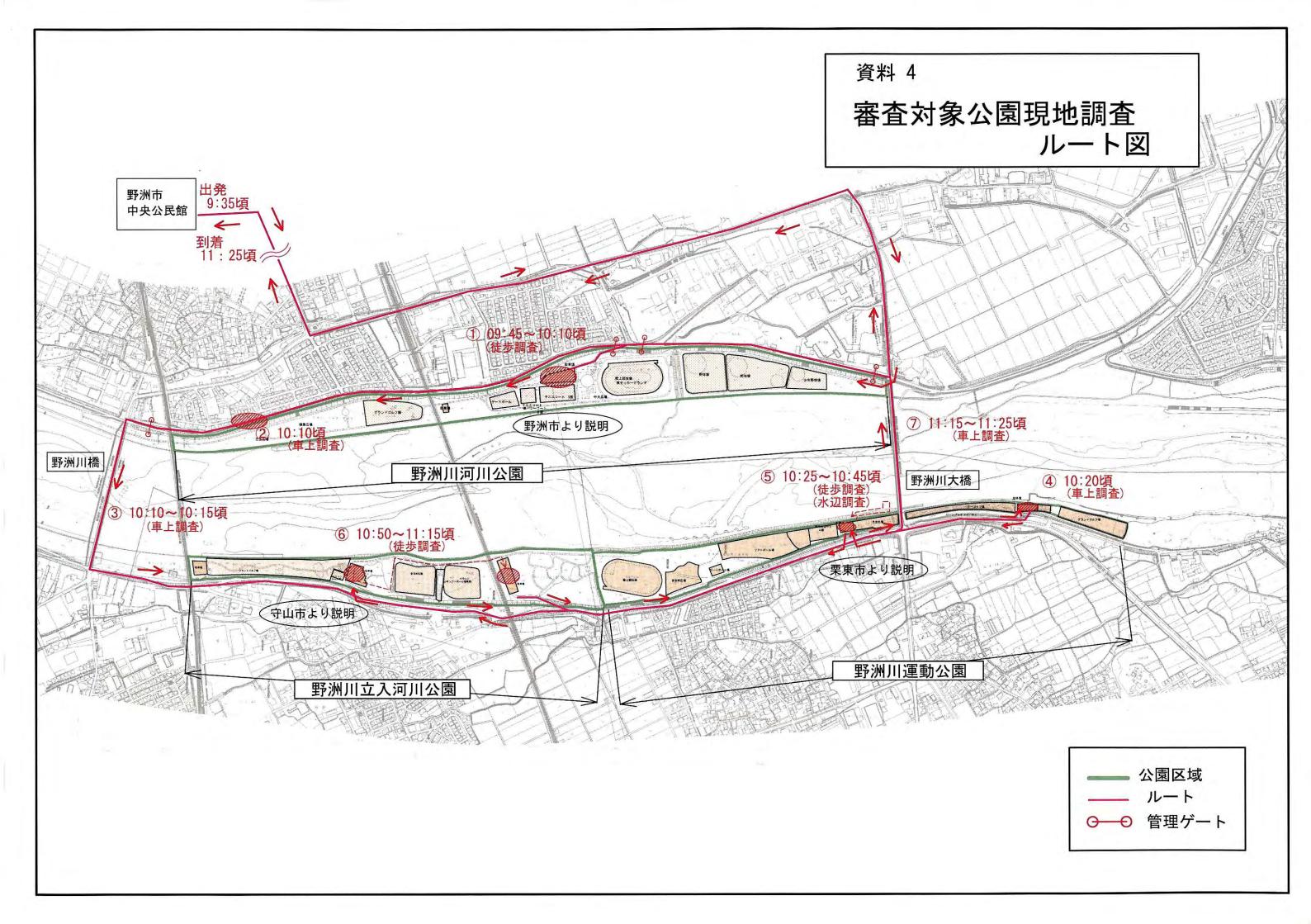
資料2 第16回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第16回河川保全利用委員会(H19.12.6)審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第16回から第17回までの検討結果	第17回河川保全利用 委員会 審議内容	参考 (委員会配布資料)
1)委員会への審査 依頼の受理	● 琵琶湖河川事務所より当委員会に諮問文書(平成19年12月4日付)で『野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園』について審査依頼があった。委員会として、この依頼を受理し、審査を行うこととした。	_	-	-
2)第15回委員会 活動の整理事項	●「資料2 第15回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」の内容を確認し、承認した。	_	_	_
	●第4回調整作業会(11月22日開催)、第5回調整作業会(11月27日開催)の報告 ・審査表意見の取りまとめ(第4回)、意見書(原案)の作成・検討(第5回)	_	-	_
3) 占用許可申請に 対する意見書(原 案)について ・グライダー操縦訓 練場	●委員意見は、「認めても良い」から、「認めてはいけない」まで分かれたため、意見書は3つの案を審議した。 ・「案1:条件付で認める」 ・「案2:認めないが条件を改善をすれば、再度審査をする」 ・「案3:占用を認めない」 ◆第2案を基本として意見書(案)をまとめる。 ◆意見書(案)には、第2案に「適切でないと判断した」審査結果を追加する。 ◆「状況が変化した場合・・・・」の記述について分かりやすく整理する。	グライダー操縦訓練場に対する意見書 (原案)を整理し、意見書(案)を作成した。 意見書(案)を委員に確認を依頼。	意見書(案)(グライダー 操縦訓練場)の審議を行なう。	
	●一般傍聴者からの意見(グライダー操縦訓練場について) 傍聴者4名から意見をいただいた。	_	_	_
4)基本理念につい て	●委員意見を集約した内容を紹介したが、審議時間が不足したため、内容を整理して次回以降に審議することとした。・基本理念の整理作業は、委員長、副委員長と事務局で行い、整理した基本理念を提案する。	***基本理念は整理中***	審議時間の関係から次 回の第18回に予定。	-
5)継続占用許可申 請施設の審査につ いて	●河川管理者から説明を受ける第1回審査を実施 ◆河川管理者から「野洲川立入河川公園(守山市)」「野洲川河川公園(野洲市)」「野洲川運動公園(栗東市)」に関しての説明を受け、第1回審査を行った。 ・施設設置の変遷 ・堤外民地の件 ・対象公園内の施設配置図 ●審査対象公園に使用する審査表 ・基本理念が確定した段階で、理念の審査項目を入れてはどうか。 ・利用に重点がおかれており、保全と利用の両立の観点から審査表見直してはどうか。	_	現地調査後に、委員から質問を受ける形で第2回審査で説明をお願いする事項を審議する。	占用者資料 占用者からの概要説明 書
	●現地調査の進め方について ◆次回委員会で現地調査を実施するので調査での要望事項を確認した。 ・川の蛇行具合を見るため、橋の上などから野洲川全体を眺めたい。 ・ルートを往復することでバスの席の両側から見れる形を考えて欲しい。 ・一般傍聴者のバス同乗は人数制限が発生する可能性があり難しい。自由に参加ができる方法を考えて欲しい。 ・冬の調査であるので春の写真が欲しい。出来れば四季がわかる写真を準備して欲しい。	現地調査行程を検討し、行程スケジュー ルを作成した。	「野洲川立入河川公園」 「野洲川河川公園」「野洲 川運動公園」の現地調査 を実施する。	資料3-1,3-2,3-3 審査対象公園の現地調査資料 資料4 審査対象公園現地調査 行程表
6)委員会の今後の スケジュール	●次回の第17回委員会は、12月20日9時半から開催し、現地調査ののち審議をする。 ◆占用者から説明を受ける第2回審査は、その後となる。	_	-	資料6 今後の委員会運営、 審議内容について(案)
7)一般傍聴者からの意見聴取	●一般傍聴者からの意見 傍聴者2名から意見をいただいた。	_	_	_









平成 19年 12月 日

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

> 河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所) 委員長 竺 文彦

占用許可申請に対する意見書(案) (グライダー操縦訓練場)

平成18年12月5日付け国近整琵占調第43号にて意見照会のありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要 (新設)

施設の名称	日本学生航空連盟野洲川滑空場			
場所	守山市川田町中柳島地先~野洲市三宅地先 (右岸 5.6 k m ~ 6.85km 地点)			
占用施設	離陸用滑走路、着陸用滑走路、搬入路、駐車場			
申請者	財団法人日本学生航空連盟			
占用面積	66,122平方メートル			

1. 委員会としての意見・要望

占用希望場所は、申請者が関西地域にグライダー操縦訓練場がないことから、安全にグライダー訓練をするための諸条件を満足する空間として、選定した場所である。学業とグライダー訓練を両立する観点を考慮し、関西地区所属大学から近距離の場所として、野洲川河川敷を選定した。

占用希望の野洲川河川敷は、JR野洲駅から2kmの距離にある。過去に防災訓練に使用したことがあるが、現在は草地の状態の未占用場所である。堤防上の道路は、車の通行が禁止された管理通路で散策者や地域の人が利用している。側帯部には、災害用備蓄資材置場がある。

当委員会は、申請者から占用施設の説明を受け、審査表に基づく審査を実施した。 審査過程で、野洲川占用希望場所と類似グライダー操縦訓練場の現地調査と、河川 管理者が開催した対話集会の報告を受けた。

当該箇所のグライダー操縦訓練場利用は、利用形態から環境に与える影響は大きくはないと考えられるが、河川敷の高水敷全幅を長さ約1kmにわたる占用空間であり、小生物等への生息・生育環境に影響がないとは言えない。

関西地域で新たに選定する必要性は理解するが、野洲川の河川敷でなければならない理由は不十分であると考える。

また、グライダーの飛行範囲内の住民には上空飛行に伴う墜落等の安全性に不安の声がある。

当委員会は、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を遵守する観点から、グライダー操縦訓練場は、河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は適切とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する

新規の占用施設である当該グライダー操縦訓練場は、「川との親水性」を図れる施設とは言い難い施設である。

審査において、適切でないと判断した事項を以下に記す。

- ①福井空港等の使用事例があることから、他の空港を含めた堤内地での代替可能 性について精査が必要である。
- ②環境への影響では、軽微ではあるが生物への影響があり、とくに鳥類について は影響調査を行い、グライダー上昇・降下の飛行の際の鳥への影響評価が必要 である。
- ③上空飛行による墜落等の安全性に対する不安の声があり、地域住民の不安感を 払拭する取り組みにより、安全性を含めた合意を得ることが必要である。
- ④住民に対して、グライダー操縦訓練場設置の説明がなかったことが、話し合い を難しくしていることから、相互理解を進める対話が必要である。
- ⑤広大な面積を排他的に利用するので、施設規模(占用面積)の縮小を図る検討が 必要である。
- ⑥広域からの来場利用であり、地域密着型ではないので、自治体・住民と協調した活動を含めた施設利用の検討が必要である。

なお、当委員会が適切でないと判断した事項等についての検討を申請者が行い、 施設計画を変更して申請を行なった場合は、新たな意見照会案件として扱うことと する。

2. 検討の経緯

資料 5 グライダー操縦訓練場意見書(案)

平成 18年1月20日	委員会	グライダー操縦訓練場現地調査(事前)
平成 18年 12月 5日		意見照会書の受理
平成 19年 2月 1日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明
		委員による意見交換
平成 19年5月24日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明
		委員による意見交換
平成 19年 6月 3日	現地調査会	類似グライダー操縦訓練場の現地調査
		委員による意見交換
平成 19年7月29日	現地見学会	野洲川操縦訓練場の現地調査
平成 19年 10月 4日	委員会	委員による占用施設の審議
		委員による意見交換
平成 19年 12月 6日	委員会	委員による占用施設の審議
		委員による意見交換

以上

占用許可申請に対する意見書(案)に関する委員ご意見

- 1. 委員会としての意見・要望
 - ・各段落ごとに意見書(案)の記述、修正意見の記述の順で記載した。
 - ・<u>青地の下線部分</u>が変更前の箇所、<u>赤字の下線部分</u>が変更意見の箇所を示した。

占用希望場所は、申請者が関西地域にグライダー操縦訓練場がないことから、安全にグライダー訓練をするための諸条件を満足する空間として、選定した場所である。学業とグライダー訓練を両立する観点を考慮し、関西地区所属大学から近距離の場所として、野洲川河川敷を選定した。

(修正意見なし)

占用希望の野洲川河川敷は、JR野洲駅から2kmの距離にある。過去に防災訓練に使用<u>した</u>ことがあるが、現在は<u>草地の状態の</u>未占用場所である。堤防上の道路は、車の通行が禁止された管理通路で散策者や地域の人が利用している。側帯部には、災害用備蓄資材置場がある。

(修正意見)

占用希望の野洲川河川敷は、JR野洲駅から2kmの距離にある。過去に防災訓練に使用<u>された</u>ことがあるが、現在は未占用<u>で草地の状態の</u>場所である。堤防上の道路は、車の通行が禁止された管理通路で散策者や地域の人が利用している。側帯部には、災害用備蓄資材置場がある。

当委員会は、申請者から占用施設の説明を受け、審査表に基づく審査を実施した。<u>審査過程で</u>、野洲川占用希望場所と<u>類似グライダー操縦訓練場</u>の<u>現地調査と</u>、河川管理者が開催した対話集会の報告を受けた。

(修正意見)

当委員会は、申請者から占用施設の説明を受け、審査表に基づく審査を実施した。<u>審査の過程では</u>、野洲川占用希望場所と<u>類似した河川敷に設置された</u>グライダー操縦訓練場の<u>現地調査を行うとともに</u>、河川管理者が開催した対話集会の報告を受けた。

当該箇所のグライダー操縦訓練場利用は、利用形態から環境に与える影響は大きくはないと考えられるが、河川敷の高水敷全幅を長さ約1kmにわたる占用空間であり、小生物等への生息・生育環境に影響がないとは言えない。

(修正意見)

当該箇所のグライダー操縦訓練場利用は、利用形態から環境に与える影響は大きくはないと考えられるが、河川敷の高水敷全幅を長さ約1kmにわたる占用空間であり、河川敷や隣接した河川水面を利用する鳥類や、河川敷に生息する小型動物、 占用予定地に生育する植物等の生息・生育環境に影響を及ぼす可能性がある。 関西地域で新たに<u>選定する必要性</u>は理解するが、野洲川の河川敷でなければならない理由は不十分であると考える。

(修正意見1)

関西地域で新たに選定する必要性は理解する、<u>また、長年に亘って関西地域の候</u> <u>補地について検討されてきたとの説明を受けたが、</u>野洲川の河川敷でなければなら ない理由は不十分であると考える。

(修正意見2)

<u>グライダー訓練施設を</u>関西地域で新たに<u>必要とする事情</u>は理解するが、野洲川の 河川敷でなければならない理由は不十分であると考える。

また、グライダーの飛行範囲内の住民には上空飛行に伴う墜落<u>等の</u>安全性に不安の声がある。

(修正意見)

また、グライダーの飛行範囲内の住民には上空飛行に伴う墜落<u>事故の発生</u>等、<u>グ</u>ライダー訓練の安全性に不安の声がある。

当委員会は、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を遵守する観点から、グライダー操縦訓練場は、河川敷以外での設置・利用が可能<u>であるため</u>、河川敷への設置は適切とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。

新規の占用施設である当該グライダー操縦訓練場は、「川との親水性」を図れる 施設とは言い難い施設である。

(修正意見)

当委員会は、<u>○○である</u>「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を 遵守する観点から、グライダー操縦訓練場は河川敷以外での設置・利用が可能<u>な施</u> <u>設であること、および新規の占用施設である当該グライダー操縦訓練場が「川との</u> 親水性」を持たせる等「川に活かされた利用」を図ることができる施設とは認められないことから、河川敷への設置は適切とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設 であると判断する。

審査において、適切でないと判断した事項を以下に記す。

(修正意見)

審査において、<u>『河川敷という長大な空間の多様な利用』の観点もあるが、</u>適切でないと判断した事項を以下に記す。

- ①福井空港等の使用事例があることから、他の空港を含めた堤内地での代替可能 性について精査が必要である。
- ②環境への影響では、<u>軽微ではあるが</u>生物への影響が<u>あり、とくに鳥類について</u> は影響調査を行い、グライダー上昇・降下の飛行の際の鳥への影響評価が必要 である。

- ③上空飛行による墜落等の安全性に対する不安の声があり、地域住民の不安感を 払拭する取り組みにより、安全性を含めた合意を得ることが必要である。
- ④住民に対して、グライダー操縦訓練場設置の説明がなかったことが、話し合い を難しくしていることから、相互理解を進める対話が必要である。
- ⑤広大な面積を排他的に利用するので、施設規模(占用面積)の縮小を図る検討が 必要である。
- ⑥広域からの来場利用であり、地域密着型ではないので、自治体・住民と協調した活動を含めた施設利用の検討が必要である。

(修正意見)

- ①福井空港等の使用事例があることから、他の空港を含めた堤内地での代替可能 性について精査が必要である。
- ②環境への影響では、生物、 $\underline{\underline{}}$ とくに<u>鳥類</u>への影響が<u>及ぶ可能性があるため</u>、<u>事前</u>の影響調査を行い、グライダー<u>の</u>上昇・降下飛行の際の鳥への影響<u>を</u>評価<u>する</u>ことが必要である。
- ③上空飛行による墜落等の安全性に対する不安の声があり、地域住民の不安感を 払拭する取り組みにより、安全性を含めた合意を得ることが必要である。
- ④住民に対して、グライダー操縦訓練場設置の説明がなかったことが、話し合い を難しくしていることから、相互理解を進める対話が必要である。
- ⑤広大な面積を排他的に利用するので、施設規模(占用面積)の縮小を図る検討が 必要である。
- ⑥広域からの来場利用であり、地域密着型ではないので、自治体・住民と協調した活動を含めた施設利用の検討が必要である。

なお、当委員会が適切でないと判断した事項等についての検討を申請者が行い、 施設計画を変更して申請を行なった場合は、新たな意見照会案件として扱うことと する。

(修正意見なし)

以上

資料6 今後の委員会運営、審議内容について

委員会名称	委員会運営など全体事項	申請の諮問に対する審議	意見書の提出・許可手続きなど	基本理念の検討	ガイドラインの検討	その他
第13回委員会	〇グライダー意見照会文書	〇グライダー案件の審議(1)		〇基本理念の検討(1)		
(H19年2月1日)		河川管理者からの説明		今までの審議の整理		
第14回委員会	〇委嘱状交付(4名)	 ○グライダー案件の審議(2)				
(H19年5月24日)		申請者からの説明				
類似滑空場調査		〇類似滑空場調査				
(H19年6月3日)		大野・木曽川滑空場調査				
対話集会①		○関係住民との意見交換①				
(H19年7月29日)		グライダー候補地現地案内 概要説明とアンケート実施				
対話集会②		〇関係住民との意見交換②				
(H19年8月26日)		対話討論会形式				
(⇒委員会に報告				
第15回委員会		○グライダー案件の審議(3)	※グライダー審査完了			◆グライダー審査表公表
(H19年10月4日)		申請者からの追加説明				
		〇野洲川H19年継続案件の進め方				
調整作業会(1)		○委員意見の調整・まとめ	※委員意見調整			
(H19年11月22日)		グライダー審査表の集約	※グライダーの審査表まとめ			
調整作業会(2)		 ○委員意見の調整・まとめ	※委員意見再調整			
(H19年11月27日)		グライダー意見書の集約	※グライダーの意見書(案)作成 ★運動公園審査方法検討			
第16回委員会	│ │○継続案件意見照会文書	○グライダー意見書(原案)審議	大是别五图雷且기丛 快的	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
(H19年12月6日)		○野洲川H19年継続案件の審議(1) (河川管理者説明)	※運動公園審査表の提案	基本理念の検討		〇現状説明資料(河川管理者)
第17回委員会		○野洲川H19年継続案件の審議(2)				
(H19年12月20日)		(現地調査)(占用者現地説明)				〇占用状況説明資料(占用者)
		〇グライダー意見書(案)審議				
第18回委員会		○野洲川H19年継続案件の審議(3)		〇基本理念の検討(3)	〇ガイドラインの考え方提案	◆グライダー意見書公表
(H20年1月下旬)		(占用者説明)	※運動公園委員意見集約·調整	※基本理念·基本方針決定		◆運動公園審査表公表 ◆基本理念公表
第19回委員会	OH20年以降の進め方	〇継続案件意見書(案)審議	◆継続案件意見書提出		〇ガイドラインの審議(1)	◆ガイドライン公表
(H20年3月中旬)					※ガイドライン決定	◆継続案件意見書公表